

**ALPS 処理水風評被害対策に係る
新たな水産資源利活用モデル開発業務**

業務仕様書

**令 和 7 年 5 月
岩 手 県**

1 業務の概要

(1) 目的

本業務は、東京電力福島第一原子力発電所 ALPS 処理水の海洋放出を受け、中国政府が日本産水産物の全面輸入停止措置を講ずることなどにより、本県においても水産加工品の取引縮小・停止等の影響が生じているほか、アワビやナマコの価格低下が生じていることから、ALPS 処理水による風評被害を受けた水産物（以下「対象水産物」という。）を活用して、国内外での需要を喚起させる新たなビジネスモデルを構築し、漁業者を始めとする水産関係者の所得増につなげるもの。

(2) 業務概要

ア 業務件名及び数量

「ALPS 処理水風評被害対策に係る新たな水産資源利活用モデル開発業務」 2 件

イ 委託期間

委託契約締結の日から令和 8 年 3 月 6 日まで

ウ 委託の上限額

1 件につき、1,500,000 円以内（税込）

(3) 企画・提案内容

参加者は、本業務の目的を達成するため、対象水産物における自社の ALPS 処理水放出前の販売方法及び ALPS 処理水放出による風評被害の状況を踏まえ、下記の項目について、企画・提案すること。

ア 対象水産物の新たな需要喚起につながるビジネスモデルの構想と期待される効果

イ 出口対策（販売先確保）の内容

ウ 委託期間内でのビジネスモデルの実践に向けたスケジュール及び連携先の想定

エ 業務を実施・履行するための組織体制等

2 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に本社又は営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

(6) 権利の帰属等

本業務の成果物及び資料等については、原則として、委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。ただし、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果物を利用できることとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第3 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第4 受注者は、個人情報の取扱いに係る業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項（指示、報告等）

第5 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第6 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。